

植物防疫法施行規則の一部改正等に関する公聴会
(モロッコ産マンダリン及びクレメンティンの生果実の輸入解禁)の概要

日時：令和4年12月16日(金) 13:00~13:25

場所：東京都千代田区九段下南2丁目1番5号 農林水産省三番町共用会議所

公述申込者：

- 有江 力 (国立大学法人 東京農工大学)
君島 悦男 (一般社団法人全国植物検疫協会)
相馬 幸博 (一般社団法人日本くん蒸技術協会)

公聴会で述べられた意見の概要：

公述申込者3名から意見が述べられ、いずれも植物防疫法施行規則の一部改正等に賛成であった。

意見①

- ・ モロッコ産カンキツ類生果実について、PRA(病害虫リスク分析)に基づいて、一定の輸出検査、低温輸送等を確保した上で輸入解禁するものであり、低温輸送の条件などもの確に決められており、妥当であると判断する。

意見②

- ・ モロッコ産マンダリン生果実等の輸入解禁については、技術的検討の結果、輸入解禁措置が取られるものと理解する。そのため、省令改正と告示制定は妥当と考える。しかしながら、今回の輸入解禁に当たっては、モロッコにおいて殺虫試験が行われず、国際基準に基づく規則改正となることから、植物防疫官による現地での確認や荷揚げ港での輸入検査は厳格に行って頂くよう要請する。

意見③

- ・ チチュウカイミバエは、かんきつ類など多くの果実を加害する我が国未発生の害虫で、侵入を警戒する第一級の害虫である。今般、モロッコは国際基準に基づいた低温処理によりマンダリン及びクレメンティンの生果実の輸入解禁を要請してきた。
- ・ 国際植物防疫条約における国際基準の中には、検疫上重要視されているいくつかの害虫とその寄生果実について、低温処理の基準が示されている。かんきつ類に寄生するチチュウカイミバエについては、オレンジ、タンジェリン、レモン、グレープフルーツ、マンダリン及びクレメンティンについての基準が示されている。
- ・ 低温処理によるチチュウカイミバエの殺虫技術は、我が国など未発生国に果実を輸出するためヨーロッパなどの発生国が数十年にわたり試験を実施しており、国際基準は

多くのデータから導き出されたもので、極めて安全性の高い基準と考える。

- ・ これまでも国際基準によりかんきつ類の輸入解禁が我が国で実施されていますが、特に問題となるような事例は生じていない。また、国によってチチュウカイミバエの低温感受性が異なるような知見も報告されていない。
- ・ モロッコ産かんきつ類の輸入解禁は、今回が初めてとなるので、処理の確認方法、合格の基準等日本側の基準が十分に守られるよう要請する。
- ・ 以上の理由から、モロッコ産マンダリン及びクレメンティンの生果実について、提示された国際基準により輸入解禁してもチチュウカイミバエが日本に侵入する危険性はないものとする。